

# 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の 取得・活用等について

## 電子的診療情報連携体制整備加算

(初診時/再診時/入院時等加算)

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備としての電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- ・健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- ・オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報を活用して、診療を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を推進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・患者様へご請求させていただきます診療報酬は、区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付させていただきます。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなど医療DXに係る取組みも実施して参ります（導入予定）

医療法人恵愛会上村病院  
院長 堤田英明

2026年6月1日



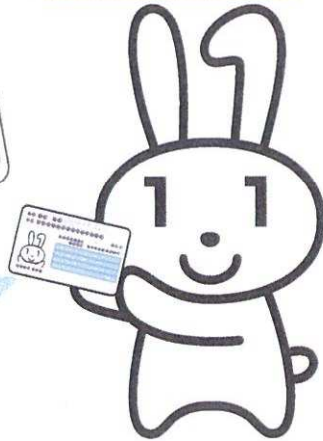
とっても  
簡単!

# マイナンバーカード

1

## 受付

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



2

## 本人確認

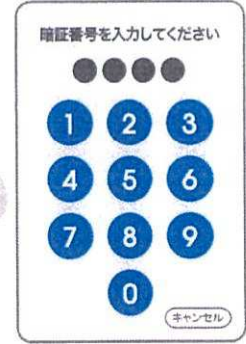
顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



or

暗証番号



3

## 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診察や健康管  
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診察や健康管  
理のために使用します。

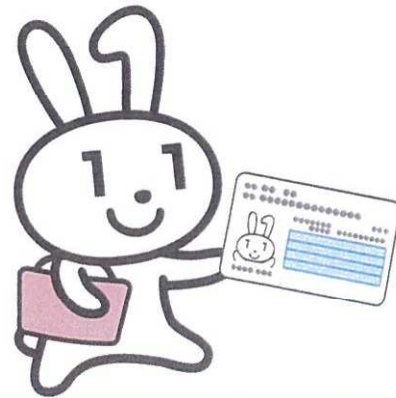
同意しない・40歳未満

同意する

4

## 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



医療法人恵愛会上村病院

令和8年6月1日

# 電子的診療情報連携体制整備加算の新設①

## 電子的診療情報連携体制整備加算の新設①

- 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直す。



### 現行

#### 【医療DX推進体制整備加算】

初診時（月に1回）	（医科）	（歯科）	（調剤）
・医療DX推進体制整備加算1	12点	11点	10点
・医療DX推進体制整備加算2	11点	10点	8点
・医療DX推進体制整備加算3	10点	8点	6点
・医療DX推進体制整備加算4	10点	9点	
・医療DX推進体制整備加算5	9点	8点	
・医療DX推進体制整備加算6	8点	6点	

※ 医科・歯科は初診料、調剤は調剤基本料

#### 【医療情報取得加算】

初診時	
・医療情報取得加算	1点
再診時（3月に1回に限り算定）	
・医療情報取得加算	1点
調剤時（12月に1回に限り算定）	
・医療情報取得加算	1点

使ってみよう！  
マイナ保険証



### 改定後

#### 【電子的診療情報連携体制整備加算】

初診時（月に1回）	
・電子的診療情報連携体制整備加算1 / 2 / 3	15点 / 9点 / 4点

#### 再診時（月に1回）

・電子的診療情報連携体制整備加算	2点
------------------	----

#### 【電子的歯科診療情報連携体制整備加算】

初診時（月に1回）	
・電子的歯科診療情報連携体制整備加算1 / 2	9点 / 4点
再診時は医科と同様	

#### 【電子的調剤情報連携体制整備加算】

調剤基本料（月に1回）	
・電子的調剤情報連携体制整備加算	8点

# 電子的診療情報連携体制整備加算の新設③

医療法人恵愛会上村病院

令和8年6月1日

## 電子的診療情報連携体制整備加算の新設③

- 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、診療録管理体制加算の評価を見直し、電子的診療情報連携体制整備加算を新設する。

現行	改定後
【診療録管理体制加算1】 140点 【診療録管理体制加算2】 100点 ・区分の見直し（診療録管理体制加算2→1） ・許可病床数200床以上の保険医療機関については、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること。 【診療録管理体制加算3】 30点 ・区分の見直し（診療録管理体制加算3→2）	(削除) 【診療録管理体制加算1】 100点  (削除) 【診療録管理体制加算2】 30点

### 入院基本料等加算

- (新) 電子的診療情報連携体制整備加算1**
- (新) 電子的診療情報連携体制整備加算2**

**160点 (入院初日)**  
**80点 (入院初日)**



[施設基準（電子的診療情報連携体制整備加算1）]

- (1) オンライン請求を行っていること。
- (2) 明細書を患者に無償で交付していること。
- (3) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- (4) オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。
- (5) マイナ保険証利用率が、30%以上であること。
- (6) マイナポータル上の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関及びウェブサイトに掲載していること。
- (8) 厚生労働省「安全管理ガイドライン」に準拠した体制であること。
- (9) **「安全管理ガイドライン」に基づき、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること。** また、当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年1回程度、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っていること。
- (10) 専任の医療情報システム安全管理責任者は、**情報セキュリティマネジメントや情報処理安全確保支援士の資格を有していることが望ましい。**
- (11) 非常時に備えた医療情報システムの**バックアップを複数の方式で確保**し、その一部はネットワークから切り離れた**オフラインで保管**していること。
- (12) 非常時を想定した医療情報システムの利用が困難な場合の対応や復旧に至るまでの対応についての**業務継続計画（BCP）を策定**し、少なくとも**年1回程度、定期的に訓練・演習を実施**すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて改善に向けた対応を行っていること。